

付 議 第 15 号

高知県立特別支援学校学則の一部改正する規則議案

高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則**

高知県立特別支援学校学則（平成3年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学則について、」を「学則として」に改める。

第4条中「翌年3月31日」を「翌年の3月31日」に改める。

第6条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同条第3項中「の休業日」を「に掲げる休業日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

第7条中「前条第1項に規定する休業日を」を「休業日とを」に改める。

第9条第1項中「編成する」を「編成するものとする」に改める。

第10条第1項「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第11条第1項中「生徒が」を「生徒が学校の」に、「認定する」を「認定するものとする」に改め、同条第2項中「幼児が」を「幼児が学校の」に、「認定する」を「認定するものとする」に改める。

第12条第1項中「授与する」を「授与するものとする」に改める。

第15条中「高等部」を「学校の高等部」に改める。

第17条第1項及び第18条中「高等部」を「学校の高等部」に、「許可を」を「、その許可を」に改める。

第19条第1項中「高等部」を「学校の高等部」に改め、同条第4項中「受けたときは」を「受けたときは、校長は」に改める

第20条中「高等部」を「学校の高等部」に、「許可を」を「、その許可を」に改める。

第21条第1項中「高等部」を「学校の高等部」に改め、同条第2項中「規定による」を削り、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に、「更に」を「、更に」改める。

第22条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同条第2項中「届け出」を「届出」に改める。

第23条中「休学中」を「休学中の学校」に、「許可を」を「、その許可を」に改める。

第25条第1項中「幼稚部」を「学校の幼稚部」に、「許可する」を「許可するものとする」に改め、同条第2項中「幼稚部」を「学校の幼稚部」に、「前条第2号」を「前条第2号の規定」に改める。

第27条中「学校設備等を損傷又は亡失した」を「学校の設備等を損傷し、又は亡失した」に改める。

第30条中「の定めるところ」を「に定めるところ」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則議案説明

1 一部改正の目的及び内容

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、高知県立特別支援学校において、幼児児童生徒たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとして土曜授業を捉え、土曜日等に授業を実施することが可能である旨を明確化するために、高知県立特別支援学校学則の一部を改正するものである。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日とする。

新 旧 対 照 表
新 旧

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 9 条—第 12 条)
- 第 4 章 入学、退学、転学、留学及び休学(第 13 条—第 25 条)
- 第 5 章 授業料、入学料その他の費用徴収(第 26 条・第 27 条)
- 第 6 章 賞罰(第 28 条・第 29 条)
- 第 7 章 寄宿舍(第 30 条)

附則

高知県立特別支援学校学則(抜粋)

本則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、県立の特別支援学校(以下「学校」という。)の学則として必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 4 条 学校の学年は、4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(休業日)

第 6 条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定す

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 教育課程等(第 9 条—第 12 条)
- 第 4 章 入学、退学、転学、留学及び休学(第 13 条—第 25 条)
- 第 5 章 授業料、入学料その他の費用徴収(第 26 条・第 27 条)
- 第 6 章 賞罰(第 28 条・第 29 条)
- 第 7 章 寄宿舍(第 30 条)

附則

高知県立特別支援学校学則(抜粋)

本則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号)第 1 条第 2 項の規定に基づき、県立の特別支援学校(以下「学校」という。)の学則について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 4 条 学校の学年は、4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(休業日)

第 6 条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

る休日

(2)～(7) 略

2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、前項第4号から第7号までに掲げる休業日について、その時期又は日数を通算日数の範囲内において変更することができる。

3 第1項第1号から第3号までに掲げる休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

4 第1項第4号から第7号までに掲げる休業日において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

(繰替授業)

第7条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と休業日とを繰り替えることができる。

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより校長が編成するものとする。

2 略

(学年の課程の修了等)

第10条 校長は、児童又は生徒の平素の成績を評価して、学校の学年の課程の修了を認定するものとする。

2 略

(全課程の修了)

第11条 校長は、児童又は生徒が学校の小学部、中学部又は高等部の全

(2)～(7) 略

2 校長は、教育上必要があるときは、あらかじめ高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に届け出て、前項第4号から第7号までの休業日について、その時期又は日数を通算日数の範囲内において変更することができる。

3 第1項第4号から第7号までの休業日において特別の必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

(繰替授業)

第7条 校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、授業日と前条第1項に規定する休業日を繰り替えることができる。

第3章 教育課程等

(教育課程)

第9条 学校の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより校長が編成する。

2 略

(学年の課程の修了等)

第10条 校長は、児童又は生徒の平素の成績を評価して、学校の学年の課程の修了を認定する。

2 略

(全課程の修了)

第11条 校長は、児童又は生徒が小学部、中学部又は高等部の全課程を

課程を修了したと認められるときは、卒業又は修了を認定するものとする。

2 校長は、幼児が学校の幼稚部の教育を修了したと認められるときは、修了を認定するものとする。

(卒業証書等)

第12条 校長は、前条の規定により卒業又は修了を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)又は修了証書(別記第2号様式又は別記第3号様式)を授与するものとする。

2 略

第4章 入学、退学、転学、留学及び休学

(入学)

第15条 学校の高等部に入学を許可された者は、校長が定めた期日までに保護者及び保証人と連署した誓約書(別記第4号様式)を校長に提出しなければならない。

2 略

(編入学)

第17条 学校の高等部に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

2 略

(退学)

第18条 学校の高等部の生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

(転学)

第19条 学校の高等部の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

修了したと認められるときは、卒業又は修了を認定する。

2 校長は、幼児が幼稚部の教育を修了したと認められるときは、修了を認定する。

(卒業証書等)

第12条 校長は、前条の規定により卒業又は修了を認定した者に対して、卒業証書(別記第1号様式)又は修了証書(別記第2号様式又は別記第3号様式)を授与する。

2 略

第4章 入学、退学、転学、留学及び休学

(入学)

第15条 高等部に入学を許可された者は、校長が定めた期日までに保護者及び保証人と連署した誓約書(別記第4号様式)を校長に提出しなければならない。

2 略

(編入学)

第17条 高等部に編入学を希望する者は、保護者と連署した編入学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

2 略

(退学)

第18条 高等部の生徒が退学しようとするときは、保護者と連署した退学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

(転学)

第19条 高等部の生徒が転学しようとするときは、保護者と連署した転学許可願にその理由を記載して、校長に提出しなければならない。

2・3 略

4 生徒が転学先の入学許可を受けたときは、校長は、指導要録の写し、生徒が入学したときに送付された指導要録の抄本その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(留学)

第20条 学校の高等部の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

(休学)

第21条 学校の高等部の生徒が病気その他やむを得ない理由で3月以上出席することができないときは、保護者と連署した休学願にその理由を記載して、校長に願い出ることができる。ただし、病気による休学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 校長は、前項の_____願い出があったときは、3月以上1年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要があると認めるときは、所定の手続を経て、更に1年を限度として延長することができる。

(休学の取消し)

第22条 前条第2項の規定により休学を許可された生徒が、3月までの間に休学の理由がなくなったときは、その理由を記載して、校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

(復学)

第23条 休学中の学校の高等部の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者と連署した復学許可願にその理由を記載して、校長に提出し、その許可を得なければならない。

(幼稚部の入学等)

第25条 学校の幼稚部の入学及び退学は、保護者の願い出に基づいて校

2・3 略

4 生徒が転学先の入学許可を受けたときは、指導要録の写し、生徒が入学したときに送付された指導要録の抄本その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(留学)

第20条 高等部の生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者と連署した留学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

(休学)

第21条 高等部の生徒が病気その他やむを得ない理由で3月以上出席することができないときは、保護者と連署した休学願にその理由を記載して、校長に願い出ることができる。ただし、病気による休学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 校長は、前項の規定による願い出があったときは、3月以上1年以内の範囲で休学を許可することができる。ただし、校長が特に必要と認めるときは、所定の手続を経て更に1年を限度として延長することができる。

(休学の取消)

第22条 前条の規定により休学を許可された生徒が、3月までの間に休学の理由がなくなったときは、その理由を記載して、校長に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届け出があったときは、休学の許可を取り消すものとする。

(復学)

第23条 休学中の高等部の生徒が休学期間内に復学しようとするときは、保護者と連署した復学許可願にその理由を記載して、校長に提出し許可を得なければならない。

(幼稚部の入学等)

第25条 幼稚部の入学及び退学は、保護者の願い出に基づいて校長が許

長が許可するものとする。

- 2 学校の幼稚部の幼児が前条第2号の規定に該当するときは、除籍することができる。

第5章 授業料、入学料その他の費用徴収

(弁償)

- 第27条 校長は、生徒等が故意又は過失により学校の設備等を損傷し、又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

第7章 寄宿舍

(寄宿舍)

- 第30条 寄宿舍については、高知県立特別支援学校寄宿舍の管理運営に関する規則(昭和47年高知県教育委員会規則第8号)に定めるところによる。

可する。

- 2 幼稚部の幼児が前条第2号に該当するときは、除籍することができる。

第5章 授業料、入学料その他の費用徴収

(弁償)

- 第27条 校長は、生徒等が故意又は過失により学校設備等を損傷又は亡失したときは、その全部又は一部を弁償させることができる。

第7章 寄宿舍

(寄宿舍)

- 第30条 寄宿舍については、高知県立特別支援学校寄宿舍の管理運営に関する規則(昭和47年高知県教育委員会規則第8号)の定めるところによる。

土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

1. 改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子供たちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子供たちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。(平成25年11月29日公布・施行)

2. 主な改正内容

【改正前】

- 公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。

- 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。
- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
 - 二 日曜日及び土曜日
 - 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日
- (※中学校、高等学校等においても同様)



【改正後】

- 公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

- 第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。
- 一～三 (略)
- (※中学校、高等学校等においても同様)

土曜授業の教育活動の推進について（高知県立特別支援学校）

土曜日の状況

- ◆平成 25 年度は、各特別支援学校において、次の学校行事等を土曜日に実施している。
(授業日の「繰り替え」による実施)

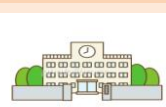
行事名	特別支援学校名
学習発表会	山田養護学校、日高養護学校、高知若草養護学校土佐希望の家分校、同 子鹿園分校、
学園祭	高知ろう学校、高知江の口養護学校、日高養護学校高知みかづき分校
体育祭	盲学校、高知ろう学校、山田養護学校、日高養護学校、中村特別支援学校、 高知若草養護学校、同 国立高知病院分校、同 子鹿園分校
夏祭り	山田養護学校、日高養護学校
参観日	盲学校、高知ろう学校、山田養護学校、日高養護学校、同 みかづき分校、 中村特別支援学校、高知若草養護学校、同 希望の家分校、同 国立高知病院分校

- ◆現状として、「土曜授業」を実施している県立特別支援学校はないが、学校行事や参観日などにおいて、土曜日の活用は行われている。

期待される効果

- ◆地域と一緒に学ぶ「防災学習」など、土曜日に実施する行事を通じて、地域との交流を活性化することができる。
- ◆土曜日に授業公開する機会を増やすことで、保護者や地域の方を含めた参加者の増加が期待され、教員の授業力の向上が期待できる。
- ◆土曜日に行事を実施することで、保護者の行事への参加が容易になり、保護者の来校機会の増加による学校と保護者との信頼関係を高めることができる。
- ◆小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を実施している特別支援学校（視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校、病弱特別支援学校）では、各教科等の授業時間数の確保が大切である。土曜日に学校行事を行うことで、月曜日から金曜日までの授業時間数を確保することができ、各教科等の授業の充実を図ることができる。
- ◆知的障害特別支援学校の高等部等で実施されている、一般企業等で実際的な職業実習を行う「産業等現場実習」では、事前事後の学習が必要である。金曜日に実習が終了し、振り返りのための事後学習は月曜日に実施しているが、土曜日を効果的に活用することで、日をあけず実習報告会を実施することができ、より時宜を得た指導・支援に結び付けることができる。

「土曜授業」とは、生徒の代休日を設けずに土曜日・日曜日・祝日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものを指すこととします。また、「土曜日等」とは、土曜日・日曜日・祝日を指すこととします。



土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正について

改正の背景・趣旨

- 土曜日において、子どもたちに、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることが重要。そのためには、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、学校における授業や地域における多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが重要。
- 上記のような観点から、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の1つとして土曜授業を捉え、設置者の判断により、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化するため、学校教育法施行規則を改正。
(平成 25 年 1 月 29 日公布・施行)

主な改正内容

[改正前]

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合はこの限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日 (※中学校、高等学校、特別支援学校等においても同様)

[改正後]

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合はこの限りではない。

- 一～三 (略) (※中学校、高等学校、特別支援学校等においても同様)

高知県教育委員会の考え方

- ① 本県の将来を担う生徒が学んでおくべき教育内容（防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育など）を充実する。
- ② 変化の激しい現代社会の中で生徒が自立して健全な社会生活を送るために社会からの要請されている教育内容（食育、情報モラル教育、金銭教育、消費者教育、法教育、著作権教育など）を取り入れる。

高知県立特別支援学校の土曜授業の考え方

- ① 特別支援学校では、「土曜授業」は実施していないが、学校行事等で土曜日を活用している。土曜日に授業を行うことで保護者や地域の方の参加による教育効果が期待される。
- ② 左記の①、②の教育内容等については、特別支援学校の子どもの実態に応じて教科、領域、教科と領域を合わせた指導のなかで取り組んでいる。さらに、②を充実させるためには、土曜授業の活用は有効である。

高知県立特別支援学校においても土曜日の授業が可能となるよう明確化

土曜授業の実施に係る高知県立特別支援学校学則の一部改正について（案）

高知県立特別支援学校学則（抜粋）

本則

(休業日)

第 7 条 略

2 略

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までの休業日において教育上必要があるときは、校長は、教育委員会の承認を得て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は授業日とみなす。

4 略

5 略

実施上の留意点等

- ① 土曜日等に授業を実施する場合の内容や頻度等については、土曜日等の教育、スポーツ活動等の状況など学校や地域の実情、生徒の負担等も踏まえること。
- ② 地域と連携した体験活動を行ったり、豊富な知識・経験をもつ社会人等の外部人材の協力を得たりするなど、土曜日等に実施することの利点を生かした工夫を行うこと。
(例：公開授業、社会体験、自然体験、防災教育、健康教育、キャリア教育、環境教育等に関する活動)
- ③ 土曜日等に授業を実施する場合には、保護者や関係機関等の協力を得ながら、生徒の登下校時の安全確保について適切な対応を図ること。
- ④ 土曜日等の教育環境の充実のために教職員が土曜日等に勤務をする場合には、週休日の振替等を確実に行うなど適切に対応すること。
この場合、振替等を行うことができる期間については、前 4 週間後 1 6 週間とする。